知財宣伝 Week における中国関係機関の発表について

2025 年 4 月 28 日
JETRO 香港事務所

中国政府は世界知的財産の日（4 月 26 日）に合わせて 4 月 20 日から 4 月 26 日まで知財宣伝 Week を開催した[1]。今年のテーマは「知的財産権と人工知能」である。

国家知識産権局（CNIPA）をはじめとした関係機関が、 宣伝効果を高めるために以下の 4 つの点に重点を置きつつ、各自の最新状況を発表するとともに各種イベントを開催した。

1. AI 分野における高度な科学技術イノベーションとハイレベルな知財権サービスを活用して新しい生産力の発展をサポートすること。
2. 各地域・各部門が主な責任・業務を積極的に推進し、高価値知財権を活用して、AI による質の高い革新的な探求や活発な実践を促進し、知財権業務を経済社会の発展により深く統合すること。
3. 知財権の創造や審査、サービスレベルなどの質の向上における AI の役割を全面的に宣伝し、あらゆるイノベーション及び事業体に対して、より高品質で効率的なフルチェーン知財権サービスを提供すること。
4. AI 関連の知財権法規と政策イニシアティブを積極的に公表し、AI 分野におけるホットな問題にタイムリーに対応し、社会全体の意識を高め、AI 産業の高品質な発展のために良好な社会環境を構築すること。

また、同 week 中の広報活動においても AI を活用すること（例えば、AI ロボットによる説明や、AI によるポスター・映像制作など）が掲げられていた。

以下、各政府機関の発表内容や開催イベントを紹介する[2]。

1 中国における知財文化宣伝ブランド活動。主任組織が、国家知識産権局、中央宣伝部 （国家版権局）及び国家市場監督管理総局。成員組織が、最高人民裁判所、最高人民検察院、外交部、発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部、司法部、農業農村部、商務部、文化観光部、保健衛生委員会、国有資産監督管理委員会、税関総署、林業草地局、中国科学技術協会及び中国国際貿易促進委員会。16 年連続で開催されている。

2 地方での活動はこちらを参照。https://www.cnipa.gov.cn/col/col3515/index.html

1．知財宣伝 Week 開始イベント（4 月 21 日）[3]

- 国家知識産権局（CNIPA）申長雨局長発言
 - ✓ 習近平同志を中核とする中国共産党中央委員会の強力な指導の下、中国の知財権事業は新たな目覚ましい成果を達成し、特に新分野・新産業・新モデルの開発ニーズに積極的に対応し、AI 関連の知財権制度のルール整備を推進し、知財権分野における AI 技術の応用を加速し、知財権業務のデジタル化とスマート化を推進し、知財権ガバナンスの有効性は向上し続けている。
 - ✓ 次の段階として、国家知識産権局（CNIPA）は、習近平総書記の AI と知財権に関する重要な指示と論述を深く研究・実施し、中国共産党中央委員会と国務院の決定と取決めを実行し、AI などの新分野・新産業における知財権保護ルールの整備を加速し、AI 技術を活用して知財権業務の全チェーンを強化し、知財強国の建設を加速し、中国式の現代化によりよく貢献する。

- 中央宣伝部 胡凱紅執行委員会委員（精神文明建設中央弁公室専任副主任）発言
 - ✓ 習近平同志を核心とする中国共産党中央委員会の強力な指導の下で、著作権分野は、著作権強国の建設という壮大な目標に根差しており、著作権の推進により歴史的な成果を達成し、中国の特色ある著作権の発展の道を開拓している。
 - ✓ AI やビッグデータなどの新技術は、新たな科学技術革命と産業変革の重要な原動力であり、著作権に課題とチャンスをもたらしている。
 - ✓ 中国式の現代化を指針とし、著作権強国の建設における新たな課題と新たな要求を正確に把握し、新時代における著作権活動の政治的責任と使命感をさらに高め、新しい生産力を育成・発展させ、人々の精神力を高め、一流のビジネス環境を創出し、対外開放を高度に推進するという著作権の重要な役割を引き続き果たし、中国式の現代化による強国建設と民族復興を推進する上で著作権の力を貢献する。

- 国家市場監督管理総局（SAMR）白清元副局長発言
 - ✓ SAMR は習近平総書記の重要な指示及び精神と中国共産党中央委員会及び国務院の決定及び取決めを全面的に実行し、知財権の法執行を強化することによ

[3] https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/23/art_3514_199142.html

り、あらゆる事業体の知財権が法律に基づいて保護されるようになり、AI は今日の科学技術の発展にとって重要な原動力であり、知財権分野に大きな影響を及ぼしている。

- ✓ SAMR は、AI における知財権の執行と保護を強化し、AI 技術の革新と発展を促進し、行政法執行における AI の応用を強化し、デジタル技術と法執行の有機的な統合を促進し、知財権チェーン全体の保護を強化し、関連行政・司法部門と連携し、中国の知財権保護レベルの継続的な向上を共同で推進し、革新的な国家の建設と中国式の現代化の推進にさらに貢献する。

- 世界知的所有権機関（WIPO）ダレン・タン事務局長発言（ビデオメッセージ）
 - ✓ 今年は中国専利法施行 40 周年にあたり、中国の知財権の発展における重要な節目である。中国は世界知的所有権機関（WIPO）のグローバルイノベーション指数（Global Innovation Index）において 11 位にランクされ、これは中所得国の中では最高であり、世界トップ 100 の技術クラスターの数では世界 1 位にランクされている。
 - ✓ ディープサイエンスとデジタル技術という 2 つのエンジンに牽引され、デジタル技術分野における中国の専利出願は世界全体の 3 分の 1 を占めている。

2. 国家知識産権局（CNIPA）[4]

- 知財強国建設に関する記者会見（申長雨局長、胡文輝副局長ら）[5]（4 月 24 日）
 - ✓ 知財強国建設に関する 2024 年の主な取組として以下を紹介。
 - ✓ 第一に、知財権の制度が強化された。例えば、国家知財権強国建設に関する省庁間合同会議[6]制度を構築し、知財強国建設の重点業務を調整・実施した。「商標法」「反不正競争法」「著作権法実施条例」などの法律法規の改正を推進。「AI 関連発明専利出願ガイドライン（試行）[7]」を公布。国家レベルのデータ知財権保護規則を積極的に検討。

4 https://www.cnipa.gov.cn/col/col3512/index.html
5 http://www.scio.gov.cn/live/2025/35795/tw/
6 中央宣伝部や最高人民法院、国務院傘下の省や委員会を含む 29 単位から構成される合同会議。国家知的財産戦略を深く実施し、知的財産強国の建設を加速することを目的として、国務院の指導の下、国家知識産権局（CNIPA）がリード単位となり開催されている。
7 （JETRO 仮訳）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241231_1-2.pdf

- ✓ 第二に、知財権の創造の質が向上した。例えば、年間の発明専利授権件数は104.5 万件、承認された登録商標は 478.1 万件、登録された著作権は 1063.1 万件、認定された地理的表示産品は 36。PCT 出願件数とハーグ制度意匠出願件数は世界第一位、マドリッド商標国際登録出願件数は世界第三位。2024 年グローバルイノベーション指数報告において 11 位、世界トップ 100 のテクノロジークラスターの数は 26 に達して、2 年連続で世界 1 位。
- ✓ 第三に、知財権の活用がより効果的になった。例えば、専利転化運用特別行動[8]を総合的に推進。全国 2700 以上の大学・研究機関の既存専利 134.9 万件の目録作成と価値分析[9]が完了。開放許諾専利[10]は 1.5 万件超、一年を通じて 61.3 万件［前年比 29.9%増］の専利譲渡・ライセンスが登録。うち大学・研究機関からの専利譲渡・ライセンス登録件数は 7.6 万件［39.1%増］。専利集約型産業の付加価値（2023 年）は 16.87 兆元に達して GDP 比は 13.04%。知財権使用料の年間輸出入額は 3987.1 兆元［前年比 5.9%増］。
- ✓ 第四に、知財権の保護がより厳格になった。例えば、国家市場監督管理部門は 4.4 万件の知財権侵害事件を調査・処理。国家知識産権制度は専利侵害紛争に関わる行政事件 7.2 万件を処理し、その指導管理下にある調停機関は知財権紛争調停案件を約 14 万件受理。全国の税関は 4.1 万件の輸出入侵害疑義物品を押収し、知財権税関保護登録件数 2.2 万件を承認。全国の検察機関は、2.1 万人を商標、専利、著作権、営業秘密侵害の罪で 2.1 万人を起訴。知財権保護に対する社会満足は 82.36 ポイントに達して過去最高を記録。
- ✓ 第五に、知財権のサービス制度が改善された。例えば、全国 34 の都市が知財権公共サービス標準化建設プロジェクトを実施。28 の重点産業の専利テーマ別 DB を構築。世界知的所有権機関（WIPO）を協力して 202 の技術革新支援センターを建設。全国知的所有権情報公共サービス窓口、都道府県・市

[8] JETRO レポート「国務院、専利の転化運用の活性化に向けた 2025 年までの計画を発表」（2023 年 10 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20231023.pdf

[9] JETRO レポート「CNIPA など 8 部門、大学や科学研究機関の専利活用に向けた作業計画を公表」（2024 年 2 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240206.pdf

[10] JETRO レポート「CNIPA、専利開放許諾制度の全面実施推進に向けた通知を公表」（2024 年 7 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240716.pdf

レベルの総合公共サービス機関の数は、それぞれ 151、197、162。

- ✓ 第六に、知財権の国際協力がより広範になった。例えば、国際知財権保護協会（AIPPI）の世界知財権会議が成功裏に開催され、習近平主席が同会議に祝賀の書簡を送付。第 3 回「一帯一路」知財権ハイレベル会議を開催。WIPO による「知財権、遺伝資源及び関連伝統知識に関する条約」及び「リヤド意匠法条約」の成功的締結を推進。WTO、APEC、中欧、中国-ASEAN、中国-アフリカなどの制度的協力に深く参与。

- 2025 年知財保護ハイレベルフォーラムの開催[11]（4 月 21-22 日）
 - ✓ 中国知識産権報及び WIPO 中国事務所による共催で本フォーラムを開催。
 - ✓ CNIPA 申局長は、上記知財宣伝 Week 開始イベントと同様に、CNIPA の取組を紹介。
 - ✓ WIPO 夏目事務局長補は、生成型 AI の分野における世界トップ 10 の特許保有者のうち半数以上は中国の企業及び研究機関であり、本フォーラムが人工知能と知的財産の統合的な発展に向けた新たなアイデアをさらに生み出すことを期待する旨発言。

- 優秀事例の発表
 - ✓ 2025 年優秀案例特許転化運用優秀事例の第一バッチ[12]（4 月 23 日）
 - ✓ 「一帯一路」国家・地域建設の発明専利十大優秀事例[13]（4 月 24 日）

- 国家知識産権局開放日[14]（4 月 25 日）
 - ✓ 今年で 20 年連続の開催。本庁のあるメイン会場のほか、中国全土の 11 都市の専利局、商標局、専利審査協作センター、商標審査協作センターなどに 15 のサブ会場を設置。
 - ✓ 「2024 年知的財産権行政保護典型案例」[15]、「2024 年専利審判無効 10 大案件」[16]及び「2024 年商標異議及び審判典型案例」[17]についても紹介。

11 https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/23/art_3514_199141.html
12 https://mp.weixin.qq.com/s/lU-lO0ibGLwuERaS-YSLBw
13 https://mp.weixin.qq.com/s/L6zgWH6cncY8wIFllGhYwQ
14 https://www.cnipa.gov.cn/col/col3526/index.html
15 https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/27/art_3517_12.html
16 https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/26/art_3517_11.html
17 https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/26/art_3517_10.html

- 「2024 年中国知識産権保護状況」[18]（4 月 25 日）
 - ✓ 「１．保護成果」（例えば、司法保護や行政保護に関する統計情報など）、「２．制度建設」（例えば、法律法規の策定・改正や規範文書・政策文書の発行など）、「３．承認登録」（例えば、専利や商標の授権件数や有効権利数など）、「４．文化建設」（例えば、宣伝・普及や教育・研修など）、「５．国際協力」（例えば、多国間・二国間協力や国際会議の参加など）の 5 つの観点から 2024 年の知財権保護状況を説明。

3. 国家市場監督管理総局（SAMR）

- 中国知財強国建設に関する記者会見[5]（4 月 24 日）
 - ✓ CNIPA と共同で「市場監督管理分野における知財権事件の訴因に関する規定（試行）」を制定。市場監督管理部門の法執行に関わる知財権侵害行為を 10 類型、98 種類に分類し、各種違法行為に対応する事件名や適用法令を詳細化かつ明確化し、分類されたガイダンスとケース管理の洗練された運用を実現することで、消費者や権利者が規制機能を理解して法律に基づいて苦情を申告することが容易になることを促進。
 - ✓ 「商標権侵害事件における不法経営額の算定弁法[19]」「商標行政法執行証拠規定[20]」を制定・公布。
 - ✓ 「2024 年オンライン市場監督管理と法執行による安全確保特別行動」及び「知財権保護特別法執行行動」を深く実施し、オンラインとオフラインの取組みを同時に行い、4.4 万件の知財権違法案件を共同で調査・処理し、うち 1311 件を司法機関に移送。
 - ✓ 模倣品や粗悪品の全国統一廃棄作戦を組織し、衣服、靴、帽子、化粧品、タバコ、酒類などの模倣品を 3300 トン、総額 3.3 億元分を廃棄した。
 - ✓ 81 の EC プラットフォームが「電子商取引プラットフォーム事業者知財保護水準向上自主規約」に署名。

18 https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/25/art_3514_199334.html
19 （JETRO 仮訳）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241030_1.pdf
20 （JETRO 仮訳）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20250101_1.pdf

- 「中国の権利侵害・模倣品取締りに関する年度報告（2024 年）」[21]（4 月 25 日）
 - ✓ 2024 年の商標・専利分野の違法案件は 4.4 万件、総額 11.29 億元。
 - ✓ 検察当局は模倣品・粗悪品に関わる犯罪で 15197 人を逮捕し、全国の裁判所は 49.41 万件の各種知財権に関する一審判決を下した。

4. 最高人民法院[22]

- 知財宣伝 Week に関する記者会見（4 月 21 日）
 - ✓ 全国の法院が受理した各種知財権関連事件の新受件数は約 53 万件（うち一審案件は 47.99 万件）。結審件数は 54 万件余り（うち一審案件は 49.41 万件）。上訴率や判決変更率が改善するなど、裁判の質が引き続き向上。
 - ✓ また、全国の法院が知的財産権民事侵害事件において懲罰的損害賠償を適用した事件数は 460 件［前年比 44.2%増］。最高人民法院は「新エネルギー車シャーシ」技術秘密侵害事件（（2023）最高法知民終 1590 号）において法に基づき懲罰的賠償を適用して 6.4 億元の損害賠償を命じた。「新時代の法の支配の促進 2024 年十大事件」の一つに選出。
 - ✓ 全国の 25 の高等法院、242 の中級法院、287 の基層法院が「三合一」裁判メカニズムの改革を深く推進した。知財権司法保護の全体的な効果が向上。
 - ✓ 全国の法院が受理した渉外知財権関連事件の一審の新受件数は 8252 件。人民法院は、渉外知財権関連事件を公平かつ公正に審理し、中外当事者の合法的権益を平等に保護し、インパクトのある事件についてより多くの有力な司法判断を下し、知財権保護の強化における責任ある大国としての中国のイメージを示した。
 - ✓ 「中国法院知的財産権司法保護状況（2024）」[23]及び 2023 年の中国法院知的財産権典型事件[24]を発表する。
 - ✓ 最高人民検察院と共同で「知財権侵害の刑事事件処理における法の適用に関

21 http://www.legaldaily.com.cn/index/download/2025-04/25/f65a6221-179e-4c1d-82d3-01910c83a242.pdf
22 https://www.chinacourt.org/article/subjectdetail/id/MzAwNCjJNYABAA.shtml
23 https://www.chinaiplawupdate.com/wp-content/uploads/2025/04/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E6%B3%95%E9%99%A2%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E5%8F%B8%E6%B3%95%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%EF%BC%882024%EF%BC%89.pdf
24 https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/462881.html

する若干の問題の解釈」[25]及び知財権刑事典型事件[26]を発表（4 月 24 日付け）。

- 「中国法院知的財産権司法保護状況（2024）」[22]（4 月 21 日）
 - ✓ 民事第一審受理件数及び結審件数は、それぞれ 449,923 件[前年比 2.65 減]及び 457,315 件［前年比 0.65%減］。その中で、受理件数について、専利案件は 44,255［前年比 1.02%減］、商標案件は 124,918 件［前年比 4.95%減］、著作権案件は 247,149 件［前年比 1.8%減］、技術契約案件は 8,320 件［前年比 28.16%増］、競争類案件は 10,567 件［前年比 3.29%増］。
 - ✓ その他、行政案件や刑事事件等についても、2024 年の件数等を公表。
- 「最高人民法院知的財産権法廷裁判要旨摘要（2024）」[27]及び「最高人民法院知的財産権法廷年度報告（2024）」[28]の発表（4 月 26 日）

5. 海関総署

- 「2024 年中国税関知的財産権保護状況」[29]（4 月 23 日）
 - ✓ 4.16 万ロット・8160.51 万個の被疑権利侵害物品を留置。うち、商標権侵害は 4.13 万ロット・7639.01 万件で、侵害類型のうち最多の割合（99.5%・93.57%）。専利権、著作権の被疑権利侵害物品の留置数はそれぞれ 24.9 万個［前年比 71.33%増］、499.59 万個［前年比 393.61%増］。
 - ✓ 貨物輸送ルートで留置した被疑侵害物品は 3732 ロット[前年比 31.81%増]、6660 万個［前年比 10.7%減］。うち職権はそれぞれ約 97%。
 - ✓ 越境電子商取引チャネル（B2B 含む）において 2.53 万ロット［前年比 4.9%減］、2027.38 万個［前年比 471%増］を留置。
 - ✓ 深圳、上海、広州、寧波などの東部沿海地区の税関が留置した被疑権利侵害物品は合計 3.16 万ロット、8024.03 万件であり、それぞれ当該年の留置総件数の 76%、98%。
 - ✓ ロット数でみると、衣類、靴・帽子、電子・電気製品、皮革製品・バッグが

25 https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202504/t20250424_693977.shtml#1
26 https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-4205.html
27 https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-4234.html
28 https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-4233.html
29 http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302425/6478897/index.html

依然として上位 3 位を占めており、それぞれ 2.16 万個、0.55 万個、0.48 万個。個数でみると、電子・電気製品、スポーツ用品、タバコ製品が上位 3 位を占めており、それぞれ 2796.61 万個、1107.48 万個、446.31 万個。

6. 公安部

- 公安部による発表[30]（4 月 25 日）
 - ✓ 2024 年、知的財産権を侵害し、模倣品・粗悪品を製造・販売する犯罪 3.7 万件余りを立件。
 - ✓ 「知的財産権刑事保護強化 高品質な発展を保障するサービスの典型案例 10 件」[21] を発表。

7. 最高人民検察院

- 最高人民検察院による記者会見[31]（4 月 23 日）
 - ✓ 「知的財産権検察活動白書（2024 年）」[32]と「検察機関知的財産権保護典型案例」[33]を発表。
 - ✓ 2024 年に、全国の検察機関が知的財産権侵害罪で受理した起訴件数は 13,486 件［前年比 5.9%増］、起訴人数は 33,805 人［前年比 10.2%増］。
 - ✓ 商標権侵害罪が全体の 81%（27,368 人）を占める。著作権侵害罪や営業秘密侵害罪は増加傾向。
 - ✓ 商標権、著作権、営業秘密の侵害罪のうちや約 80%が共同犯罪。
 - ✓ 刑事附帯民事訴訟件数は 1,085 件［前年比 70.6%増］。

（以上）

30 https://www.mps.gov.cn/n2253534/n2253535/c10058109/content.html
31 https://www.spp.gov.cn/spp/ygzxzscqjclzfwgspkjcx/22xwfbh_sp.shtml
32 https://www.spp.gov.cn/zdgz/202504/t20250424_693966.shtml
33 https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbh/202504/t20250423_693691.shtml